

(主要株主に係る認可の失効)

第三十四条の四十四 金融先物取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の四十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(業務の範囲)

第三十四条の四十五 金融先物取引所持株会社は、子会社である株式会社金融先物取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 金融先物取引所持株会社は、その業務を営むに当たつては、子会社である株式会社金融先物取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(子会社の範囲)

第三十四条の四十六 金融先物取引所持株会社は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務を當む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物市場の開設に関する業務を當む会社を子会社とすることができる。

(認可の取消し)

第三十四条の四十七 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社がその認可を受けた当時第三十四条の三十六第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(立入検査等)

第三十四条の四十八 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融先物取引所持株会社若しくはその子会社に対し、当該金融先物取引所持株会社の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該金融先物取引所持株会社若しくは当該子会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該金融先物取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の四十九 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社が法令に違反したとき、又は金融先物取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該金融先物取引所持株会社に対し、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ぜることができる。

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融先物取引所持株会社に対し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された金融先物取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならぬ。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第三十四条の二十八第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当する」ととなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

- 一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。
- 二 解散したとき。
- 三 設立、合併（当該合併により設立される会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。
- 四 認可を受けた日から六月以内に株式会社金融先物取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の五十一 第三十四条の二十第五項の規定は、第三十四条の三十七、第三十四条の三十八、第三十四条の四十第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第三十四条の二十八第五項、第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十三第二項及び第三項、第三十四条の四十四第一項並びに第三十四条の四十九第四項の規定を適用する場合について準用する。

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第三十四条の五十二 第三十四条の四十五第二項及び第三十四条の四十九第一項の規定は、株式会社金融先物取引所を子会社とする金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社並びに金融先物取引所持株会社を子会社とする金融先物取引所について準用する。

第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。

第三十五条の二第二項中「第十九条各号」を「法人でない者又は第十九条各号（第一号を除く。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 株式会社金融先物取引所は、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に取引資格を与えるようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二を第三十五条の三とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(会員金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の二 会員金融先物取引所は、定款の定めるところにより、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に、当該会員金融先物取引所の開設する金融先物市場における取引所金融先物取引を行うための取引資格を与えることができる。この場合において、会員金融先物取引所は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 会員金融先物取引所は、第十九条各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 第二十三条及び第二十四条の規定は、第一項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第二十三条中「金融先物会員制法人」とあるのは「会員金融先物取引所」と、

「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第二十四条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第二号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

第四十一条第一項中「第三十五条の二第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第四十六条中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改める。

第五十二条第一項中「金融先物取引所若しくは」を「金融先物取引所、その子会社（第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）若しくは」に、「に対し、その」を「に対し、金融先物取引所若しくは会員等の」に改め、「資料」の下に「（当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。）」を加え、「金融先物取引所の」を「金融先物取引所、その子会社若しくは会員等の」に、「に立ち入り、その」を「その他の施設に立ち入り、金融先物取引所の業務又は財産に関する検査に限る。」をさせ」を「の検査（当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する必要な検査に限る。）をさせ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三十四条の一十の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用

する。

第五十二条第三項を削る。

第五十三条第一項第一号中「当該金融先物取引所がこの法律等」を「この法律等」に改める。

第五十四条の見出しを「(会員等及び会員等の役員等に対する監督上の処分)」に改め、同条第二項中「会員等の役員」の下に「(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者。以下この項において同じ。)」を加える。

第七章を第八章とする。

第九十四条の三第一号を次のように改める。

一 第二十三条の三第四第一項又は第三項の規定に違反した者

第九十四条の三第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第五十七条第一項」を「第五十五条の三第一項又は第五十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第五十五条」の下に「第五十五条の十一、第五十五条の十二」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十四条の四十九第三項又は第八十一条第一項の規定に違反した者

第九十四条の四第一号中「第二項」の下に「(第三十四条の三十五第二項において準用する場合を含む。)、第三十四条の三十五第一項若しくは第二項、第五十五条の四第一項若しくは第二項」を加え、「若しくは第二項の免許申請書」を「第二項若しくは第三項の免許申請書、認可申請書」に改め、同条第二号及び第三号中「第五十二条第一項」を「第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項」に改め、同条第五号中「第七十六条」を「第五十五条の六、第七十六条」に、「事業報告書」を「業務報告書若しくは事業報告書」に改める。

第九十五条第二号を次のように改める。

二 第三十四条の二十第一項若しくは第二項ただし書又は第三十四条の三十七第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

第九十五条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項、第三十四条の三十一第一項、第三十四条の四十第一項

若しくは第三項又は第三十四条の四十三第二項の規定に違反した者

四 第三十四条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四十三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の四十九第一項（第三十四条の五十二において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第九十七条第三号を同条第五号とし、同条第一号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十八第三項（第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の三十七第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第九十八条第一項中「職員」の下に「又は外国金融先物取引所の国内における代表者（国内に事務所を有する場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員」を加える。

第一百条中「第九条の四」を「第九条の五」に改める。

第一百一条第二号から第四号までを次のように改める。

二 第九条の二第一項、第三十四条の二十二第一項又は第三十四条の四十六の規定に違反した者

三 第三十五条の二第一項後段又は第三十五条の三第三項の規定に違反した者

四 第三十五条の四第四項の規定に違反した者

第一百一条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十四条の二十八第五項（第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二第一項前段、第五十五条の八又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百二条第一項第四号中「第九十五条第五号」を「第九十五条第二号、第四号又は第七号」に改め、同項第五号中「第九十五条第一号から第四号まで」を「第九十五条第一号、第三号、第五号若しくは第六号」に改める。

第一百四条第十一号中「第五十一条の二第一項後段」の下に「第五十五条の九第二項」を加える。

第一百四条の二中「第九条の五第三項」を「第九条の七第三項」に改める。

第六章を第七章とする。

第九十一条の三の二中「金融先物取引所」の下に「外国金融先物取引所」を加え、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第五十五条の二第一項の認可の取消し

四 第五十五条の十一第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

第九十一条の三の二第一項中第十一号を第二十四号とし、第八号から第十号までを十三号ずつ繰り下げ、第七号を第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八 第五十五条の二第一項の規定による認可

十九 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第五十五条の二第一項の認可の取消し

二十 第五十五条の十一第一項の規定による命令

第九十一条の三の二第一項中第六号を第十六号とし、第三号から第五号までを十号ずつ繰り下げ、第一

号の次に次の十号を加える。

三 第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の規定による認可

四 第三十四条の三十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令

五 第三十四条の三十一第一項の規定による第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可の取消
消し

六 第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定による認可

七 第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

八 第三十四条の四十三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令

九 第三十四条の四十三第一項の規定による第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可の取消
し

十 第三十四条の四十七の規定による第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十一 第三十四条の四十九第一項（第三十四条の五十一において準用する場合を含む。）の規定による

命令

十二 第三十四条の四十九第一項の規定による第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

第九十一条の三の二第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十四条の三十二第一項（第三十四条の四十四第二項及び第三十四条の五十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出

第九十一条の三の二第二項に次の一号を加える。

四 第五十五条の九第二項の規定による届出

第九十一条の四第二項中「金融先物取引所の会員等」を「金融先物取引所持株会社、金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者」に改める。

第九十二条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十五条の十第一項の規定による権限（外国市場取引の公正の確保に係る外国金融先物取引所の

業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第五章を第六章とする。

第九十条の六第一項中「金融先物業者」を「金融先物取引業者」に改める。

第九十条の十七第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第四章を第五章とする。

第五十六条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。

第七十七条第三項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第八十四条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。

第九十条第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則

(認可)

第五十五条の二 海外金融先物市場を開設する者は、第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と国内にある者の使用に係る入出力装置（以下「外国金融先物取引所出入力装置」という。）とを接続することにより、当該国内にある者に外国金融先物取引所出入力装置を使用して海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引を行わせることができる。

2 海外金融先物市場を開設する者は、第十九条各号のいずれかに該当する者に対し、前項の規定による取引を行わせてはならない。

（認可の条件）

第五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

（認可の申請）

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 国内に事務所があるときは、その所在の場所

四 役員の役職名及び氏名

五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 外国金融先物取引所参加者（外国金融先物取引所出入力装置を使用した海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場の種類及び名称

七 外国金融先物取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものも含む。以下この章において「業務規則」という。）

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

(認可審査基準)

第五十五条の五 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第三条の免許と同種の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分（以下この号、第五十五条の十一及び第五十五条の十二において「この法律等」という。）又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対しこの法律等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができるること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するために十分であること。

四 外国市場取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び外国金融先物取引所参加者の数が見込

まれることとその他経済金融の状況に照らして国内にある者に外国市場取引を行わせることが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 認可申請者が第十九条第一号から第四号までのいずれかに該当するとき。

三 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国の外国金融先物規制当局（この法律に相当する外国の法令を執行する当局をいう。）から、この法律を執行するために行う行政上の調査に關し、内閣総理大臣による協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずる旨の保証（これに準ずると認められるものを含む。）がされないとき。

五 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(業務報告書の提出)

第五十五条の六 外国金融先物取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

(認可の取消し)

第五十五条の七 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が第五十五条の二第一項の認可を受けた当時第五十五条の五第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第五十五条の八 外国金融先物取引所は、第五十五条の四第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第一号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な